

I 食物アレルギー児童への対応状況把握の仕方

- ① 保護者に学校生活管理指導表またはそれに準ずるものの提出依頼をする。
- ② 保護者との面談をする。
- ③ 食物アレルギー対応委員会で個別の対応内容を決定、保護者に通知し、対応を開始する。

II マニュアル

1 献立作成

- 1か月分の献立材料表を保護者に確認・了承を得る。
※保護者、学校（各クラス）、調理場で、献立材料表を保管。

2 調理（調理場）

献立材料表を確認し、アレルギー原因食品を把握し、調理する。（ダブルチェック）

3 配膳

- ① 担任が教室で「アレルギー材料表」を確認する。高学年は本人も一緒に確認する。
※ 出張で代教が入る場合などは特に注意する。
（十分な引継ぎ、職員会議で全教職員へ情報共有）
- ② 給食当番の配慮が必要な児童は、アレルギー原因食物のある日は当番をせず、身支度・手洗い後、着席しておく。
- ③ 担任は、給食当番と一緒に配膳室に除去食を取りに来て、教室まで運ぶ。
- ④ 教室に到着したら、アレルギー対応のある児童の給食を1番に配膳し、対応児童の机に置く。
その際、除去食の食缶も一緒に置く。対応児童に除去食献立を知らせ、除去食のある日はすべての献立でおかわりのできないことを伝える。
- ⑤ その他の児童の給食を配膳する。
- ⑥ 「いただきます」の挨拶の後、除去食の食缶を開け、食器によそう。
※ アレルギー対応のある日は、対応児童は量の調節やおかわりはしない。

4 給食中

- ① 対応児童が体調不良などを起こしていないか十分に留意する。
- ② アレルギー対応のある日は、対応児童は量の調節やおかわりはしない。

5 片付け

対応児童が食器の返却や牛乳パックの洗浄時に、アレルギー原因食物に接触しないよう配慮する。（片付け時に、特に配慮の必要な児童は、食器返却を担当が行う等個別に対応する。）

III 緊急時の対応

1 アレルギー症状が見られた時

(1) 除去食対応児童の場合

- ① 発見者は児童から離れず、観察をしながら職員室に連絡を入れ、応援を要請する。
- ② 緊急性の判断をし、内服薬の服用、エピペンやAEDを使用する。
- ③ 家庭連絡、状況によっては救急搬送をする。

(2) 初発の児童の場合

- ① 発見者は児童から離れず、観察をしながら職員室に連絡を入れ、応援を要請する。
- ② 緊急性の判断をし、状況によってAEDを使用する。
- ③ 家庭連絡、状況によっては救急搬送をする。

2 報告について

(1) 連絡の流れ

- ① 事故発生の連絡を受けた受信者は、養護教諭、栄養教諭、校長（教頭）、学級担任（現場にいない場合）、生徒指導主事に連絡する。
- ② 校長は、教頭に連絡、対応について指導する。
- ③ 教育委員会への事故速報（第1報）を行う。

(2) 留意事項

- ・ 教育委員会への事故速報（第１報）は、校長、教頭または生徒指導主事が行う。
- ・ 家庭連絡、救急搬送後、児童の様子を引き続き確認する。

※ 対応の詳細は、危機管理マニュアルによる。

IV その他

1 全教職員による共通理解

年度始め及び変更時に、食物アレルギーに関する基礎知識と対応児童の実態、緊急時の対応方法などについて、共通理解する。エピペンについての研修を行う。

2 献立に変更があった場合など

学校、学級担任、家庭に連絡をし、共通理解を図る。

《参考文献》

学校給食による食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月文部科学省発行）

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

（令和元年度改定 公益財団法人日本学校保健会）

今治市教育委員会事故対応マニュアル